

※ 詳細は原文をご確認下さい。

<http://www.consumersinternational.org/news-and-media/news/2013/05/japan>

日本政府は、消費者のための集団訴訟に関する法案を国会に提出した。

CIのメンバーである全国消費者団体連絡会やNCOS(標準により消費者の利益を増進するコアグループ)を含む日本の消費者団体は、この制度改正によって消費者の被害回復の手段が画期的に進展すると期待している。

日本の消費者団体は、この度の法案の国会提出を、彼らの新制度実現を求める活動における重要な転機として歓迎している。

日本の消費者団体は、この法案の国会提出を実現するため、法案は検討不足であってかつ日本経済に悪影響を及ぼすとしてこの法案の国会提出を阻止しようとする日本、米国、欧州の事業者団体に反論してきた。

既存の制度の下では、消費者は相当程度の損害を被っても自ら賠償請求をするほかなく、費用や時間がかかるため、結局多くの者が泣き寝入りしている。

2006年以降には、選ばれた消費者団体が消費者のために差止請求をすることができるようになったものの損害賠償請求はできなかつたため、消費者はなお一人で戦わざるを得ない状況に放置されていた。

新制度によれば、選ばれた団体が事業者に対する集団訴訟を提起できることとなり、欧州における制度と類似したものとなる。

現時点ではなお、法案は国会での審議を待っている段階ではあるが、法案が国会に提出されたことで、日本における消費者の損害回復制度にとって重要な局面を迎えている。

CIは、最近の報告書「世界における消費者保護の現状」において、多くの国においてさらに効果的な消費者被害回復制度の発展の余地があると指摘したところであり、この日本の制度改正が後に続く国々の先例となることを期待している。

法案は、晴れて国会での審議に委ねられることとなった。日本の消費者団体は、法案がよりよい形で今国会において成立するよう求めている。